**建設省道政発第七五号**

**平成七年八月九日**

**地方建設局長**

**北海道開発局長**

**沖縄総合事務局長**

**都道府県知事**

**政令指定市の長**

**建設省道路局長通達**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三九号。以下「法」という。)の施行については、平成七年八月九日付け建設省道政発第七四号(以下「次官通達」という。)をもって建設事務次官から通達されたところであるが、さらに左記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、貴管下関係機関に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

第1　電線共同溝整備道路の指定等について

1　電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝整備道路の指定に当たっては、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の景観の整備という法の目的の実現を図るため、道路管理者が自らの管理する道路及びその沿道の事情に応じて判断を行うこととなるが、特に次の事項に留意すること。

(1)　法第三条第一項に規定する「道路の構造及び交通の状況」とは、歩道及び車道の幅員、交通量等をいうものであり、同項に規定する「沿道の土地利用の状況等」とは、沿道における建築物の用途及び形態、景勝地又は景観上重要な施設の存在、当該道路及びその沿道に関する都市計画等の都市内の位置付け等をいうものであること。

なお、歩道の改築その他関連する事業の実施時期、地上における電線及び電柱の設置状況等を勘案して、同項に規定する「道路の部分」として道路の中心線のいずれか一方の側を先行的に指定することも可能であること。

また、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第一八条第一項の規定により道路の区域が決定された後であれば、同条第二項の規定により道路の供用が開始される前であっても電線共同溝整備道路の指定をすることが可能であること。

(2)　電線共同溝整備道路の指定(電線共同溝整備道路の変更又は廃止を含む。以下同じ。)をしようとするときは、都道府県公安委員会、市町村、当該道路の沿道がその供給区域に該当する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する第一種電気通信事業者(以下「意見聴取対象者」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、意見聴取対象者との事前調整に当たっては、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、関係事業者等で構成される電線類の地中化に関する協議会を活用し、その合意に基づくことにより円滑な指定を行うこと。

また、意見聴取対象者から聴取した意見については、これを尊重するとともに、意見聴取対象者から電線共同溝整備道路の指定を行うよう要請があった場合には、これに十分配慮すること。

(3)　市町村が法第三条第二項の規定により意見を述べ、又は法第三条第三項の規定により指定の要請を行う場合には、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村の都市計画部局、建築部局等と必要な連絡調整を行うこと。また、市町村である道路管理者が電線共同溝整備道路の指定を行う場合には、あらかじめ、景観の整備の観点等から当該市町村の都市計画部局、建築部局等と必要な連絡調整を行うこと。

(4)　電線共同溝整備道路の指定に当たっては、意見聴取対象者のほか、当該道路を管轄する警察署長の意見を聴取することとし、この意見聴取は都道府県公安委員会を通じて行うこと。

(5)　電線共同溝整備道路の沿道がその業務区域に該当する有線テレビジョン放送法(昭和四七年法律第一一四号)第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者が存する場合には、当該有線テレビジョン放送施設者の意見も聴取すること。なお、電線共同溝整備道路の指定があった場合には、有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送の用に供する電線についても電線共同溝に収容されることとなるよう、所要の措置を講じること。

(6)　電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成七年政令第二五六号。以下「令」という。)第一条に規定する「当該道路の沿道が該当するその業務区域内において電線の設置及び管理を行って電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者以外の者」とは、いわゆる無線系又は長距離系の第一種電気通信事業者をいうものであり、これらの者は、電線共同溝整備道路の指定に当たっての意見聴取の対象から除かれること。

2　電線共同溝整備道路の地上における道路占用の許可等の制限について

電線共同溝整備道路の指定の日前に道路法第三二条第一項若しくは第三項又は同法第三五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線及び電柱については、法第九条第一号の規定により地上における道路占用の許可等の制限の適用が除外されているが、法第四条第二項の規定により当該電線及び電柱の設置及び管理を行う者に対して電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を勧告することができることとされているため、その適切な運用により電線共同溝整備道路の指定の目的の実現に努めること。

第2　電線共同溝の建設について

1　電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請について

(1)　電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を行うことができるのは、建設完了後直ちに電線を敷設する者に限られるものではなく、例えば数年後に電線を敷設する計画がある者も占用の許可の申請を行うことができること。また、建設完了後直ちに電線を敷設する者が、将来電線を追加して敷設する計画がある場合には、将来の追加して敷設する電線についても、電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請を行うことができること。

この場合、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝については、令附則第二条の規定による改正後の道路法施行令(昭和二七年政令第四七九号)第一九条の二の規定により、占用の許可の日から実際に電線の敷設工事を開始する日までの期間に係る占用料は徴収しないこととされていること。

(2)　地域の情報化を進めようとしている市町村等自らは具体的な電線の敷設計画を有しないが、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡することを予定している者についても、電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であり、電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等法第四条第四項各号に掲げる占用の許可の申請を却下する要件に該当しない限り、電線共同溝の占用予定者として取り扱うこと。

なお、この場合においては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成七年建設省令第一七号。以下「規則」という。)第一条第二項第二号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要と示す書類及び図面」については、申請書に添付することを要しないものであること。

(3)　規則第一条第二項第一号に規定する「電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料」とは、占用予定者が試算した支出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類等をいうものであり、同項第二号に規定する「当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線を収容するための施設」とは、当該電線共同溝から分岐する管路等をいうものであること。また、同項第三号に規定する「その他参考となるべき書類及び図面」としては、必要に応じて、占用予定者が電線共同溝整備道路において設置している電線及び電柱の概要を示す書類、当該電線共同溝に敷設する電線に係る変圧器その他の地上に設置する施設の予定位置を示す書類等の提出を求めること。

なお、電線共同溝から分岐する管路等及び電線共同溝に敷設する電線に係る変圧器その他の地上に設置する施設については、道路法上の占用物件として取り扱われるものであることに注意すること。

(4)　占用の許可の申請を却下する要件に関して、法第四条第四項第一号に規定する「電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でない」とは、申請に係る電線の種類及び数量が、電線共同溝整備道路の歩道等の幅員、当該道路の地下における既設の占用物件の有無等を勘案して、当該道路の地下に建設することができる電線共同溝の規模及び構造では収容できない場合をいうものであり、同項第二号に規定する「電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがある」とは、申請者の資力、信用等から判断して、建設負担金等の支払い能力に問題がある場合、電線共同溝に敷設する電線の管理能力に問題がある場合、電線共同溝管理規程に違反するおそれがある場合等をいうものであること。

(5)　規則第一条第一項柱書に規定する「道路管理者が定める期限」の到来後の占用の許可の申請については、電線共同溝の建設に関する工事計画の進捗状況等から判断して、建設に支障のない場合には、当該期限を延長した上で申請を受け付ける等弾力的な運用に努めることとし、必要に応じて、電線共同溝整備計画の変更を行うこと等により対応すること。

(6)　電線共同溝は電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するために設ける施設であり、占用の許可の申請をした者が敷設する電線、道路管理者が道路情報管理施設として敷設する電線等により電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容する施設とならない場合には、電線共同溝を建設することができないこと。なお、二以上の者の電線を収容する施設とならない場合には、法第三条第四項の規定に基づき電線共同溝整備道路の指定を廃止することとなるため、電線共同溝整備道路の指定は、あらかじめ十分に調整した上で行うこと。

2　電線共同溝整備計画について

(1)　次官通達記3の(3)に規定する「各占用予定者が占用することができる電線共同溝の部分」とは、敷設区間及び敷設位置(電線共同溝の断面において電線を敷設する管路等の位置をいう。以下同じ。)をいうものであること。また、「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」としては、各占用予定者が敷設する電線の種類及び数量、各占用予定者の電線の敷設予定時期等を定めることとし、「各占用予定者の建設負担金に関する事項」としては、令第二条の規定により算出した建設負担金の額、各年度の事業計画に応じて定める各年度の建設負担金の額等を定めること。

(2)　電線共同溝整備計画の策定に当たっては、法第五条第二項の規定により占用予定者から聴取した意見を十分に尊重することとし、電線の敷設計画の概要に関しては、占用予定者が既に設置している電線の更改及び増設を行う時期等を勘案すること。

また、工事を実施する時期等について都道府県公安委員会と必要な調整を行うこと。

(3)　電線共同溝整備道路の地下に電線共同溝の建設により影響を受ける既設の占用物件がある場合には、当該占用物件の管理者と十分な調整を行うこととし、当該占用物件を移設させるときには、占用物件の管理者の負担、占用の実情等を勘案して必要な場合には適正な補償を行うこと。

(4)　電線共同溝整備道路において既に地中化されている電線については、法の目的に鑑み、電線共同溝に収容されないこととなっても差し支えないこと。

3　建設負担金の額の算出方法について

建設負担金の額は令付録第一の式により算出することとされているが、算出に当たっては、次の事項に特に留意すること。

(1)　建設負担金の額については、規則第一条第二項第一号の規定により提出された資料(占用予定者が試算した支出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類)に基づき、当該金額が適正な額であるかについて審査した上で決定すること。

(2)　令付録第一の規定により国土交通大臣が定める年利率は、六分五厘であること(平成七年建設省告示第一二七八号)。

(3)　将来発生する電線の設置又は管理に要する費用の額の算出に当たっては、物価の変動は考慮せず、算出時における時価によること。

(4)　占用料については、道路法及び同法に基づく条例(指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝にあっては、同法及び道路法施行令)により別途徴収することとされているため、建設負担金の額の算出に当たっては勘案しないこと。

(5)　規則第一条第一項第三号に規定する「電線を敷設する予定期間」の始期が、電線共同溝の建設完了予定時期と異なり、建設完了予定時期の何年か後である場合の電線の設置に要する費用の額の算出に当たっては、電線を敷設する予定期間の始期において道路の掘削及び埋戻しを行うものとして算出することとし、建設完了予定時期から電線を敷設する予定期間の始期までの年数を国土交通大臣が定める年利率で割り戻すこと。

なお、建設負担金の額を算出する際に予定した時期よりも早い時期に電線が敷設された場合には、実際の敷設時期をもとに算出した建設負担金の額との差額を追加徴収すること。

(6)　建設負担金の合計額は建設に要する費用の額を上限とすることとされているため、令付録第一の式により算出した金額の合計額が電線共同溝の建設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額について、令付録第一の式により占用予定者ごとに算出した金額の割合で案分した額を建設負担金として徴収すること。

4　電線共同溝の増設について

(1)　電線共同溝の増設に当たっては、前記一から三までに掲げる事項に留意し、電線共同溝の建設に準じた手続で行うこと。

(2)　電線共同溝は二以上の者の電線を収容するための施設であるが、既設の電線共同溝については、既に二以上の者の電線を収容する施設であるため、1の事業者のために電線共同溝を増設することも可能であること。

第3　電線共同溝の管理について

1　電線共同溝の占用の許可について

(1)　法第一〇条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可については、次の事項に留意すること。

1)　法第一〇条第一号に規定する「占用することができる電線共同溝の部分」とは、敷設区間及び敷設位置の双方をいうものであること。

また、占用の許可に当たっては、敷設区間については、原則として占用予定者の申請によることとし、敷設位置については、道路管理者が占用予定者の申請した電線の種類及び数量、電線共同溝の規模及び構造等を勘案して指定すること。

2)　法第一〇条第三号に規定する「電線共同溝を占用することができる期間」の始期については、電線共同溝の建設完了後直ちに電線を敷設する予定がない場合であっても、法第一〇条の規定による許可をした日とすること。また、電線共同溝を占用することができる期間は、原則として電線共同溝の耐用年数の期間とし、占用予定者が耐用年数の期間を超える期間を申請した場合であっても、耐用年数の期間として許可することとなるが、占用予定者が耐用年数の期間よりも短い期間を申請した場合には、当該占用予定者が申請した期間を電線共同溝を占用することができる期間として許可すること。

(2)　法第一一条第一項の規定による占用予定者であった者以外の者に対する電線共同溝の占用の許可については、次の事項に留意すること。

1)　規則第二条第二項の取扱いについては、前記第2の1の(1)に準ずること。

2)　法第一一条第二項第一号に規定する「この法律に基づき当該電線共同溝を占用している者の権利を侵害する」とは、他の事業者等に対して占用が許可されている電線共同溝の部分(未だ電線が敷設されていないものを含む。)について占用を許可する場合をいうものであること。　また、同項第二号及び第三号の取扱いについては、前記第2の1の(4)に準ずること。

3)　法第一一条第一項の規定による占用の許可の申請があった場合において、電線共同溝の収容能力に余裕がないときには、建設の場合に準じて電線共同溝を増設することができるが、この場合には、当該申請をいったん却下した上で、法第八条第三項において準用する法第四条第一項の規定により電線共同溝の増設完了後の占用の許可を申請するよう指導すること。

2　占用負担金の額の算出方法について

(1)　占用負担金の額の算出方法については、建設負担金の額の算出方法に準ずることとし、前記第2の3の(1)から(4)までに掲げる事項に留意すること。

(2)　建設負担金及び占用負担金の合計額は建設に要した費用の額を上限とすることとされているため、令付録第二の式により算出した金額が、建設に要した費用の額から既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除した額を占用負担金として徴収すること。また、既に負担された建設負担金及び占用負担金の合計額が建設に要した費用の額に達している場合には、占用負担金は徴収しないこと。

(3)　法第一二条第一項の規定による許可に係る占用負担金については、当該許可を受けることにより電線共同溝を占用する者に経済的利益が発生する場合のみ徴収すべきであると考えられるため、令付録第二の「bi」において、法第一二条第一項の規定による許可を「占用することができる電線共同溝の部分の増加を伴う電線の種類若しくは数量の変更又は電線共同溝を占用することができる期間の延長に係るもの」に限定しているものであり、これ以外の場合には占用負担金を徴収しないこと。

3　許可に基づく地位の承継について

(1)　相続人、合併等により設立される法人その他電線共同溝の占用の許可を受けた者の一般承継人は、新規に占用の許可を申請する必要はなく、法第一四条第一項の規定により電線共同溝の占用の許可に基づく地位を承継するものであること。なお、この場合には、承継の日の翌日から起算して三〇日以内に道路管理者にその旨を届け出なければならないこととされており、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、法第三〇条(罰則)の規定の適用対象となるものであること。

(2)　電線共同溝の占用の許可に基づく権利については、法第一五条の規定により、道路管理者の承認を受けてその全部又は一部を譲渡することができるが、譲渡の承認に当たっては、電線共同溝の管理上の観点から、法第一一条第二項第三号の要件に準じて、譲渡を受ける者の管理負担金等の支払い能力、電線の管理能力等について審査することとし、敷設されている電線の種類、数量等について改めて審査する必要はないこと。

(3)　法第一四条第一項又は第一五条第二項の規定により電線共同溝の占用の許可に基づく地位が承継された場合において、当該地位を承継した者については、新たな占用の許可を受けたものではないため、法第一三条第一項の規定による占用負担金は徴収しないこと。

なお、管理負担金については、電線共同溝を占用する者に係る令付録第一の式又は令付録第二の式により算出した金額が、占用の許可に基づく地位を承継した者に引き継がれるため、当該算出した金額を用いて令第九条の規定により算出した額を徴収することができること。

4　電線の構造及び敷設の方法の基準並びに電線共同溝管理規程について

(1)　電線共同溝を占用する者は令第七条に規定する電線の構造及び敷設の方法の基準に従わなければならないこととされているが、この基準に違反した場合には、法第一六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものであり、さらに、この命令に従わない場合には、法第二六条の規定により占用の許可の取消し等の行政処分ができるものであること。

(2)　令第七条第一項に規定する「電線の構造」については、有線電気通信設備令(昭和二八年政令第一三一号)、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和四〇年通産省令第六一号)等他の法令に具体的基準が定められているものについては、それらの基準を満たすものとすること。

(3)　令第七条第二項第一号に規定する「工事の期間」とは、電線共同溝の敷設に関する工事の始期及び終期をいうものであること。なお、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝については、令附則第二条の規定による改正後の道路法施行令第一九条の二の規定により、当該工事の始期が占用料の徴収の始期となるものであること。

また、同号に規定する「工事の概要」とは、敷設する電線の種類及び数量、電線共同溝内の敷設場所(敷設区間及び敷設位置)並びに敷設工事の計画をいうものであること。

(4)　令第七条に定める電線の構造及び敷設の方法の基準のほか、適切かつ円滑な電線共同溝の管理のために必要となる事項については、法第18条の規定により、電線共同溝を占用する者の意見を聴いて定める電線共同溝管理規程において定めること。

(5)　電線共同溝管理規程に定める事項については、次のとおり取り扱うこと。

1)　規則第三条第一号に規定する「電線共同溝の構造の保全に関する事項」としては、電線共同溝に電線を敷設する場合の留意事項、電線共同溝のハンドホール又はマンホールを開けて作業等を行う場合の当該電線共同溝及び他の電線の管理に関する注意事項等を定めること。

2)　規則第三条第二号に規定する「電線共同溝に敷設する電線の管理に関する事項」としては、必要に応じて電線の点検を行い、常時良好な状態に保つ義務等について定めること。

3)　規則第三条第三号に規定する「電線共同溝の管理負担金に関する事項」としては、管理負担金の負担割合、徴収方法、納付の時期等を定めること。

4)　規則第三条第四号に規定する「その他電線共同溝の管理に関し必要な事項」としては、電線の火災、切断等の事故が発生した場合には道路管理者及び当該電線共同溝の存する道路を管轄する警察署へ連絡すること、道路管理者及び電線共同溝を占用する者(これらの者の委託を受けた者を含む。)以外の者がみだりに電線共同溝の内部に侵入することのないよう適切な措置を講ずること、電線共同溝のハンドホール又はマンホールを開けて作業を行う場合の道路管理者に対する届出及び報告の手続等を定めること。

5　管理負担金の額の算出方法について

(1)　管理負担金の額については、改築等の管理に要する費用の額に、建設に要した費用の額に対する建設負担金に係る令付録第一の式又は占用負担金に係る令付録第二の式により算出した金額の割合を乗じて算出することとされているが、電線共同溝を占用する者ごとに算出した額の合計額が改築等の管理に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額について、当該合計額に対する令付録第一の式又は令付録第二の式により当該占用する者ごとに算出した額の割合で案分した額を管理負担金として徴収すること。

(2)　令第九条第二項に規定する「前項の規定によることができない場合又は同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合」としては、例えば、次に掲げる場合が考えられること。なお、同項を適用する場合には、電線共同溝を占用する者の意見を十分聴いて公平な額とすること。

1)　電線共同溝の管理に要する費用が当該電線共同溝を占用する特定の者の故意又は過失により生じたため、その他の者から管理負担金を徴収することが適切でない場合

2)　電線共同溝を占用する者に係る令付録第一の式又は令付録第二の式により算出した金額の算出時点が異なり、その間に物価が著しく変動したため、当該算出した金額の割合で案分することが適切でない場合

3)　電線共同溝への電線の敷設時期が著しく異なり、国土交通大臣が定める年利率(六分五厘)で割り戻す年数が異なるため、令付録第一の式又は令付録第二の式により算出した金額の割合で案分することが著しく公平を欠くと認められる場合

第4　その他

1　電線共同溝を不法に占用する者の取扱いについて

法第二九条の規定は、法に基づく電線共同溝の占用に関して道路法第三章第三節(第三九条を除く。)の規定を適用しないこととしたものであるが、電線共同溝の不法占用については、法に基づく電線共同溝の占用に該当しないため、道路法第三章第三節の規定が適用され、同法第三二条に対する違反として、同法第七一条第一項の規定による監督処分が適用されるとともに、同法第一〇〇条の規定による罰則の適用対象となるものであること。

2　道路法の適用について

(1)　法附則第二条の規定による道路法の一部改正により、電線共同溝は同法第二条第二項に規定する「道路の附属物」とされたため、同法第三章第三節(第三九条を除く。)を除き、第四二条(道路の維持又は修繕)、第六一条(受益者負担金)その他の道路附属物に適用される同法の規定が適用されること。

(2)　電線共同溝についても道路法第二四条(道路管理者以外の者の行う工事)の規定が適用されるため、宅地開発事業者等が同条の規定により道路管理者の承認を受け、宅地開発と併せて電線共同溝の建設に関する工事を行うことも可能であること。

この場合に、電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝整備計画の策定その他の行政手続は道路管理者が行うものであること。また、電線共同溝の建設完了後の管理は道路管理者に引き継がれ、法第一〇条の規定による占用の許可等が行われるが、建設負担金及び占用負担金については、法第七条第一項に規定する「電線共同溝の建設に要する費用」及び法第一三条第一項に規定する「電線共同溝の建設に要した費用」が存在しないため、徴収することができないものであること。なお、この場合において、管理負担金については、令第九条第二項に規定する「前項の規定によることができない場合」として、道路管理者が当該電線共同溝の建設に関する工事を行うこととした場合に要する費用の額に対する令付録第一の式又は令付録第二の式により算出した金額の割合で算出した額をもとに定める額を徴収することができるものであること。

また、この場合、電線共同溝の建設に関する工事を行う宅地開発事業者等が、将来、通信・放送事業者等に電線共同溝の占用の許可に基づく権利を譲渡することを予定して、自ら電線共同溝の占用の許可の申請をすることが可能であること。

3　占用料の徴収について

令附則第二条の規定により道路法施行令第一九条の二及び第一九条の三が改正され、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝に係る占用料については、法第一〇条第三号に規定する「占用することができる期間」に係る額を徴収することとされるが、占用することができる期間の始期である電線共同溝の占用の許可等の日と電線共同溝への電線の敷設工事を開始する日が異なる場合には、当該敷設工事を開始する日から占用することができる期間の末日までの期間に係る額を徴収することとされていることに留意すること。また、この場合において、初年度分の占用料の徴収は、当該敷設工事を開始した日から一カ月以内に行うこととされていることに留意すること。

なお、地方公共団体においても、必要に応じて、道路法第三九条に基づく条例の改正を行うこと等により、指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝に係る取扱いと均衡を失しないよう努めること。

4　電気事業法の一部を改正する法律(平成七年法律第七五号)による法の一部改正について

電気事業法の一部を改正する法律附則第三六条の規定により法の一部が改正され、公布の日(平成七年四月二一日)から起算して九カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていること。

これにより、当該施行の日以降は、法第三条第一項の規定により電線共同溝整備道路の指定をしようとするときは、当該道路の沿道がその供給地点に該当する特定電気事業者の意見も聴取すべきこととなり、また、法第九条第三号に規定する電線のうち、電気事業法(昭和三九年法律第一七〇号)の規定に基づくものについては、改正後の電気事業法第２条第９号（特定規模電気事業を除く。）に規定する電気事業の用に供するものに限られること。